

# KYCC データ定義書

**KYC コンサルティング株式会社**

第 2 版 : 2021 年 3 月 10 日発行

■ 改版履歴

版数	内容	日付
初版		2021年1月25日
第2版	海外情報の定義を追加	2021年2月1日

■ はじめに

本定義書は、KYC コンサルティング株式会社(以下、「当社」)が提供するリスクデータに関する定義を示したものとなります。

当社は、独自開発の『Risk Analyze』(UI インターフェースサービス)と『Solomon』(API インターフェース)の検索サービス(以下、併せて「本サービス」)と当社リスクデータベースをお客様にご利用頂くことにより、KYC における属性チェック、AML、公的要人(PEPs)、テロ資金供与対策(CFT)、汚職・腐敗などのリスクデータを効率的に提供し、コンプライアンス業務のコスト削減ニーズにもお応えしております。

この度、国内情報と海外情報の 2 種類のデータベースを本サービスにて統合的に且つよりスピーディーに検索可能となりましたので、あらためてデータベースの概要と定義をお示しする次第です。

当社のリスクデータベースは、国内はもとより海外に至るまでグローバルに網羅され、多様なビジネスのリスク判断にご活用いただけると確信しており、当社独自のリスクデータ区分によりお客様がより高品質のコンプライアンスチェックを実施していただければ幸いです。

2021 年 2 月吉日  
KYC コンサルティング株式会社  
代表取締役 飛内尚正

## ■目次

第1部	国内情報編	1
第1章	収集	2
1.	情報ソース	2
2.	収集期間	2
3.	収集の対象	2
第2章	抽出	3
1.	個人の情報	3
2.	法人の情報	4
第3章	分類	5
1.	暴力団	5
2.	密接交際者	5
3.	過激派	6
4.	準暴力団	6
5.	フロント企業	6
6.	特殊犯罪	6
7.	一般	7
第4章	情報の取り扱い	7
第5章	当社情報の信頼性について	8
第6章	免責事項	8
第2部	海外情報編	9
第1章	はじめに	10
第2章	データの編集概要	10
1.	正確性	10
2.	目的適合性	10
3.	実用性	11
4.	中立性と客観性	11

第3章	個人情報保護 .....	11
第4章	データの分類と区分 .....	11
1.	Sanction .....	13
2.	Regulatory Enforcement（法規制執行） .....	16
3.	PEP：公的要人(PEP)、PEP 関係者、国有企業（SOE） .....	17
4.	Adverse Media.....	21
第5章	当社における ARI 社の情報の取り扱い.....	22
第6章	免責事項.....	22

# 第1部 国内情報編

## 第1章 収集

### 1. 情報ソース

当社が提供する国内情報は、インターネット上で報道機関および行政機関（以下、「情報ソース」とする）等、400以上の機関が一般公開する情報を収集しています。

#### ① 新聞社（抜粋）

- 全国紙：5紙
- ブロック紙：4紙
- 地方紙：30紙以上
- スポーツ紙：10紙以上

#### ② テレビ局

キー局、ローカル局等含め70社以上

#### ③ 通信社

国内外併せて5社

#### ④ その他

週刊誌、月刊誌、専門誌、定期刊行物、インターネットメディア等

#### ⑤ 行政機関

中央省庁、中央官庁、中央府庁、行政委員会、地方自治体等

### 2. 収集期間

収集している期間は、1991年から現在に至るまでの情報です。

情報は、日々更新されます。

### 3. 収集の対象

提供する情報は、逮捕行為、起訴行為などいわゆる刑事手続きの対象となった、または行政処分等を受けたとして、報道機関または行政機関より一般公開された情報を収集しています。

- 逮捕後不起訴になった、または裁判によって無罪となった場合の情報も含まれます。
- 各行政機関の審議会より、管轄行政機関に対して、行政指導すべきとの勧告を受けたものの、管轄行政機関の調査等により、その後行政指導が行われなかった場合の情報も含まれます。
- 現在のみならず過去、反社会的な組織等に属し、逮捕等の刑事手続きの対象となったことが公の情報となった者も含まれます。

- インターネット上の風評、相手の弱みに付け込み、取材した情報を利用して利益を得ようとするジャーナリズム活動（ブラックジャーナリズム）の一環として運営されるインターネットメディア等が発信する信頼性に懸念がある情報は含まれません。

なお、上記の対象であっても、全ての情報を収集することを保証するものではなく、以下の場合には情報の収集は行っていません。

- インターネット上で情報が公開されなかった場合
- インターネット上で公開されたが、何らかの理由で当社が収集する以前に削除された場合
- 当社の情報収集システムにおける収集ポリシーに合致しなかった場合
- 他に何らかの理由で、当社の情報収集システムで情報が収集できなかった場合

## 第2章 抽出

収集された情報は、A.I.技術を用いて必要な情報を抽出し、当社データベースに登録します。

抽出される情報は、以下の通りです。

### 1. 個人の情報

#### ① 氏名

収集した情報ソースから主体となる者（以下、「主体者」とする）の氏名を抽出します。

#### ② 生年月日（生年）

主体者の事件当時の年齢から生年を割り出します。

#### ③ 住所

収集した情報に主体者の住所が記載されている場合、その住所を抽出します。

住所は、都道府県、地区町村までの範囲を抽出の基本としますが、収集した情報によって、範囲が異なる場合があります。

#### ④ 団体名

収集した情報に公式、非公式を問わず、主体者が所属する組織名が記載されている場合、その組織名を抽出します。

#### ⑤ 掲載日付

主体者の犯罪等が情報ソースに掲載された日付を抽出します。



⑥ 媒体名

情報ソースの具体的な名称を抽出します。

情報によっては媒体名が削除、あるいは曖昧なものは抽出していません。

⑦ 備考

収集対象となった理由、つまり、主体者が行った可能性があり、行政機関等が刑事手続き、行政処分に至った理由となる行為を抽出します。

⑧ 区分

主体者の属性（所属する公式、非公式組織）、および主体者の行った行為（犯罪、法律違反等）によって、当社が定める分類を付与します。

具体的な分類は、第 3 章をご確認ください。

## 2. 法人の情報

① 会社名

収集した情報ソースから主体となる会社（以下、「主体会社」とする）の会社名を抽出します。

② 電話番号

主体会社の電話番号が情報ソースに掲載された日付を抽出します。

③ 所在地

収集した情報に主体会社の所在地が記載されている場合、その所在地を抽出します。

所在地は、都道府県、地区町村までの範囲を抽出の基本としますが、収集した情報によって、範囲が異なる場合があります。

④ 掲載日付

主体会社の犯罪等が情報ソースに掲載された日付を抽出します。

⑤ 媒体名

情報ソースの具体的な名称を抽出します。

情報によっては媒体名が削除、あるいは曖昧なものは抽出していません。

⑥ 備考

収集対象となった理由、つまり、主体会社が行った可能性があり、行政機関等が刑事手続き、行政処分に至った理由となる行為を抽出します。

## ⑦ 区分

主体会社の属性（所属する公式、非公式組織）および主体者の行った行為（犯罪、法律違反等）によって、当社が定める分類を表示します。

具体的な分類は、第3章をご確認ください。

## 第3章 分類

当社は、抽出した情報を7つの区分に分類することで、当社のサービスをご利用される方のリスクとコンプライアンス判定を容易にしています。

なお、付録：「KYCC データ区分表」も併せて、確認してください。

### 1. 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」とする）第2条第2号では、暴力団を「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義しています。当社では、暴対法第2条第2号の暴力団の定義に鑑み、暴対法の定める暴力団およびその構成員に加え、暴対法第2条第3号に定める指定暴力団およびその構成員、暴対法第2条第4号に定める指定暴力団連合およびその構成員、ならびに、以下の属性についても、「暴力団」の定義に含むものとしています。

属性	理由
右翼団体、政治結社 およびその構成員	暴力団が暴対法を免れるための隠れ蓑として、右翼運動等の政治活動を装い、企業等に圧力を加え、不正に利益を得ようとする場合があるため
総会屋	総会屋が得た不正な利益が暴力団に渡るなど、暴力団との繋がりが深いため

### 2. 密接交際者

当社では、暴力団との関係を誇示し、不当に利益を得ようとする者を「密接交際者」と定義しています。

東京都暴力団排除条例 Q&A では、「密接交際者」を以下のように定義しています。

- 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- 暴力団員を雇用している者
- 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### 3. 過激派

民主的な手段ではなく、暴力または欺瞞によって自らの理想を実現しようとする極左暴力集団、およびそれらに所属する個人を「過激派」としています。

上記の定義を鑑み、当社では“無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律”で規制される団体および個人等も、「過激派」に含むものとしています。

### 4. 準暴力団

近年、暴対法によって活動を制限された暴力団に代わり、暴走族 OB など「半グレ」と呼ばれる集団が常習的に暴力行為を行うようになっていきます。

そういった状況を踏まえ、警視庁は、2013年3月7日付「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」において、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団を「準暴力団」と定義しています。

当社も暴力団に準じている集団および個人を、「準暴力団」と定義しています。

### 5. フロント企業

暴対法によって活動を制限された暴力団は、暴対法を逃れるために会社組織の形態をとることによって隠れ蓑として、マネーロンダリングを含む不正な利益の受け皿とするようになりました。

当社では、以下の企業を「フロント企業」と定義しています。

- 暴力団が設立し、経営に関与している企業
- 暴力団と親交のある者が経営し、暴力団に資金提供を行うなどして組織の維持・運営に積極的に協力または関与する企業

### 6. 特殊犯罪

当社では、本章第 1 項から第 5 項に該当せず、暴力的な手段を用いるかどうかにかかわらず、組織化された集団、集団内の個人、あるいは個人が違法な手段等により不正な利益を得る

目的で犯した行為を「特殊犯罪」として定義しています。

特殊犯罪に該当するのは、主に以下のようなケースです。

- オレオレ詐欺、還付金詐欺等を行う集団および集団内の個人
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反で刑事手続きの対象となった者
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反で刑事手続きの対象となった者
- 地面師
- 外国為替及び外国貿易法により輸出をすることを禁止された製品等を輸出した者、あるいはしようとした者
- 金融商品取引法違反で刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた団体および個人
- 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反で刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた団体および個人
- 貸金業法で刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた団体および個人
- 利息制限法で刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた団体および個人
- 会社法違反で刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた団体および個人
- 贈収賄で刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた団体および個人
- 脱税で刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた団体および個人
- その他社会的に影響が大きい経済事件を起こした団体および個人

## 7. 一般

当社では、本章第 1 項から第 6 項に該当せず、日本国内において逮捕行為、起訴行為などいわゆる刑事手続きの対象となった、または行政処分を受けた場合を「一般」と定義しています。

## 第 4 章 情報の取り扱い

当社の取り扱う情報のうち、個人に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」とする）上の個人情報となります。

したがって、当社サービスから取得する情報については、個人情報保護法に則り、適切な範囲での取り扱いをお願いします。

当社の取り扱う情報は、情報の性質上、主体者の同意を得て取得した情報ではありません。

そのため、当社は個人情報保護委員会に対して、個人情報保護法第 23 条第 2 項に基づき、個人情報のオプトアウトによる第三者提供の届出を行っております。

したがって、第 1 章第 3 項に定める収集対象であっても、主体者のオプトアウト申請により、削除されることがある旨、ご理解ください。

## 第 5 章 当社情報の信頼性について

当社が取り扱う情報は、社会的に事実を公表していると考えられる報道機関、および行政機関等の情報を抽出、分類して提供しています。

また、SNS 等の一個人が裏付けのないまま発信する風評、あるいは悪意の第三者によるフェイクニュース等の類の情報は、収集しておりません。

しかしながら、当社の情報の信頼性については、情報ソースに依存しており、当社が保証できるものではない旨、ご理解ください。

## 第 6 章 免責事項

当社は、本サービスに関して、以下のとおり、免責されるものとします。

- 当社は本サービスを通じて単に情報を提供する立場であり、当社が利用者の何らかの決定、判断等に関与する権限を有するものではありません。
- 本サービスによって利用者に提供される国内情報は、あくまで当社が独自に情報収集した結果に基づくものでありそれは絶対的な情報を提供するものではなく、将来にわたっても保証するものではありません。また本サービスの情報と実態との同一性を保証するものではありません。
- 当社が利用者に対して提供する国内情報は、当社が独自に取得した情報であり提供する情報の遺漏、相違に関して当社は一切の責任を負いません。

### ■付録：KYCC データ区分表

## 第2部 海外情報編

## 第1章 はじめに

当社は、英国に本拠地を置き PEPs, SANCTION, マネーロンダリング対策など、リスク情報提供のグローバルリーダーである Acuris Risk Intelligence(以下、「ARI 社」と提携することで、140 万件の PEPs、500 万件超の高リスク個人情報および企業のプロフィールと、240 カ国以上の対象地域を網羅した海外情報を提供しています。FATF（マネーロンダリングに関する国際的金融活動作業部会）のガイドラインに準拠しておりますので、信頼性の高いコンプライアンス管理にご活用ください。

### 【ACURIS RISK INTELLIGENCE – ACURIS GROUP】

- 本社所在地：ロンドン
- APAC・HQ：Mergermarket Consulting(Singapore)Pte Ltd
- 創業：2004 年
- URL：<https://www.acuris.com/>
- 概要：ION Investment Group の傘下の総合金融サービス業

## 第2章 データの編集概要

### 1. 正確性

ARI 社は、フェイクニュースや誤報に惑わされることなく、公式または信頼できる非公式な情報源に基づいた情報を収集しており、収集した情報は正確でエビデンスに基づくコンテンツであります。ただし本編の記載を超えて対立する論争や関連性を分析し、証明することを目的とはしていません。

### 2. 目的適合性

ARI社は、全情報に含まれるデータ属性について、PEP（重要な公的地位にある者）、Sanction（制裁措置）、Adverse Media（その他犯罪）の定義を付与し、個人や企業との関連性について包括的に調査を実施して、適切に分類した情報を提供しています。

\* 付録「海外情報区分一覧」（以下、「区分一覧」）を参照

### 3. 実用性

ARI社は、利用者が自らの顧客あるいは取引先等（以下、「調査対象」）のデューデリジェンスおよび金融犯罪管理プログラム等をサポートするために信頼性の高い情報を提供します。ARI社の目指すところは、ARI社の「区分一覧」に基づく関連セグメント（例：PEP、Sanction、Adverse Media）および個人や企業の識別子（原語及びラテン語（原語と異なる場合）の氏名（別名・偽名を含む）、生年月日、市民権（米国）／国籍（英国）、住所、事業登記の詳細、その他類似情報）について完全なカバレッジを確保することです。

### 4. 中立性と客観性

ARI社は、特性の政治的組織または政治理念に傾倒せず、国家または国際的な対立や紛争において、常に中立で客観性のある情報を提供しています。またARI社は、調査において、対象国の地場メディアの透明性、社会・政治的ダイナミズムの知識に基づき、特定の政党や組織に関連するマスメディア等の情報を排除し、主観が入る余地を最小限に抑えています。

## 第3章 個人情報保護

ARI社の情報は、倫理上の問題がない自主的な調査方法により取得した情報に基づき作成されており、個人が信仰する宗教（公式な役職名において開示され場合を除く）や性的指向についての情報、その他ARI社のAdverse Mediaの各分類の範囲を超える個人の私生活に関する情報の収集は行っていません。

ARI社はGDPR（EUの一般データ保護規則）ガイドラインの下で、情報の収集整理および維持管理をおこなっており、ARI社が照合する唯一の「機微」情報は、個人の刑事上の有罪判決に関するものに限定されています。

## 第4章 データの分類と区分

ARI社が収集した個人および企業に関する情報は、以下の4つのセグメントのいずれかに分類されます。当社では付録「海外情報区分一覧」を作成し4つのセグメントを（区分1）とし、更に49の中分類（区分2）としています。



## Sanction

- 国際経済制裁の対象となっている個人および組織

## Regulatory Enforcement

- 金融規制およびその他の規制リスト
- 法規制の執行リスト

## PEP

- 重要な公的地位にある者(以下、「PEP」)
- PEP の親族およびその関係者
- 国有企業(SOE)
- PEP 関連事業および組織

## Adverse Media

- テロリズム
- 組織犯罪
- 人身売買
- 金融犯罪、詐欺
- 収賄・腐敗
- サイバー犯罪
- その他犯罪等と疑われる事案

定評のある一次的および二次的な情報源により、公式な違法行為（訴訟等）の対象となっていると特定されている個人および組織。  
およびこれらに分類される可能性のある活動に関わっていると疑われる個人および組織

## 1. Sanction

Sanctionとは、国際機関、多国間機関または国家政府が、その他の政権、組織、船舶、飛行機、個人に対して課す制限措置のことです。その範囲は将来米国財務省外国資産管理局（OFAC）による改訂により、更に広がる可能性があります。最も広く知られ、よく用いられるSanctionは、国際連合（UN）による制裁です。また、国際的制裁に加え、欧州連合（EU）などの地域機関が科す制裁もあります。さらにある国家が国内法に基づきリストに掲載された者に対し制限措置（または制裁）を科す場合もあります。これらの措置は、当該国家の外交政策や安全保障政策を反映して一方的におこなわれる場合があります。あるいは、国連安保理決議を考慮して制裁を科す場合は、国際的なコミットメントを反映している場合もあります。

### （ア）金融制裁とは何か？

金融制裁は外交政策の重要な一部であり、国家安全保障の支えとなります。一般的に金融制裁は次のものを対象に科せられます。

- ある政権や政権内の個人が取る敵対的行動、またはその一部について、当該行動を維持する費用を増大させることにより、抑止力とするもの。
- 制裁対象が敵対行動を続けるために必要かつ重要な資源を入手できなくする方法（テロや核拡散への資金提供も対象に含む）。
- 制裁対象に汚名を着せ、あるいは場合により孤立させることを目的として、または国際的地盤や国内地盤に対しより広く政治的メッセージを伝える方法として、制裁対象を非難するもの。
- 国から不正に持ち出された資産を取り戻すまでの間、その価値を保護するもの。

### （イ）誰が制裁を科すのか？

- 国際連合（UN）は金融制裁を科し、国連安全保障理事会が採択する決議を通じて加盟国に対し制裁の実行を要求できます。国連安保理は、国連憲章第7章に基づき、国際平和と安全保障の維持または回復のための行動を決定することができます。制裁は第三国の政府のほか、非政府機関や個人（例えばテロ組織やテロリスト）を対象にすることができます。制裁の範囲は、包括的な経済貿易制裁をはじめ、より対象を絞った措置（武器の輸出禁止、その他具体的なまたは一般的な貿易制限（輸出入の禁止）、金融上の制限、入国制限（ビザや旅行の禁

止)、その他適切な措置を含む)まで及ぶ。

- 欧州連合 (EU) では、英国その他EU加盟国に直接効果の及ぶEU規制に基づき金融制裁を実行しています。EU競争法 (機能条約) (TFEU) 第215条は、共通外交・安全保障政策 (CFSP) の目的を達成するために制限措置が必要な場合におけるEUと第三国 (EU以外の国) との間の経済金融関係の全体または一部の一時停止もしくは制限について法的根拠を与えています。EUが科す制裁は、自主的に実行されるものと、国連安保理の拘束力のある決議という強い根拠のもとで実行されるものがあります。自主的に実行される制裁においては、EU加盟国の外交および安全保障の政策を反映しています。他方で、国連安保理決議に基づくものは国際社会の政策を反映しています。
- 米国の制裁は財務省の外国資産管理局 (OFAC) が行っており、国家の制度以外に加えて様々な制裁プログラムを持ち、特に麻薬取引対策制裁プログラムでは麻薬取引と闘うための制裁を発令します。2001年10月の米国愛国者法 (Patriot Act) の導入により、一定の米国政府機関は国家安全保障を強化するための措置や執行の権限を与えられました。米国財務省の外国資産管理局 (OFAC) は経済および貿易制裁の執行を委任されており、金融制裁対象者 (外国および政権、テロリスト、国際麻薬取引組織、大量破壊兵器の拡散に関する活動を行っている者、および米国の安全保障・外交政策・経済に対する脅威) の名前および特定のための識別情報の統合リストを定期的に公表しています。
- イギリスでは財務省 (HM Treasury) 金融制裁推進局 (OFSI) が国連およびEUの金融制裁を実行しています。OFSI は、制裁対象の資産凍結や金融サービスの制限などを含む金融制裁の実行を担当する政府機関です。英国では金融制裁の違反は刑事罰対象であり、有罪の場合は最高で7年の禁固刑により処罰されます。金融制裁違反には、民法上および刑法上の執行オプションが設けられており、法執行機関は金融制裁の違反に対し訴追を検討する場合があります。2017年法に基づき設立された罰金制度は、金融制裁違反に対し、刑事訴追に代わる選択肢を提供しており、OFSIは金融制裁違反者に対し最高で100万ポンドか違反金額の50%のいずれか高い方の金額まで罰金を科すことができます。

上述の制裁制度に加え、ARI社では国家レベルで実行される他国の制裁や一方的な制裁も監視しています。これらのリストに登場する個人や組織は、地域の制裁リストに掲載されている場合があります。これらのリストによりARI社の顧客は、国際制裁の対象と地域制

裁の対象を容易に区別することができます。例えば、以下のようなリストです（ただし、以下に限定されない）。

- オーストラリア外務省 - テロ組織リスト
- ベルギー連邦パブリックサービス - 国家金融制裁
- カナダDFATの制裁統合リストおよびOSFIの指定個人・組織 - テロリズム金融
- 中国公安部-テロリスト・リスト
- フランス資産凍結措置の対象となっている個人
- 日本の財務省- 経済制裁
- ロシア連邦 - 連邦金融モニタリング・サービス、テロ組織の統一リスト
- スイス連邦経済事務局 - テロリズム・リスト

上記リストは ARI 社の制裁情報源の単なる例示にすぎず、ARI 社が常時監視している全ての情報源を網羅するものではありません。

#### (ウ) ARI 社のアプローチ

制裁情報は、お客様の所在地や取引通貨によっては絶対欠かせない情報であり、ARI社では制裁情報のカバレッジを最重要ミッションのひとつと考えています。ARI社は全ての制裁情報にかかる日々のニュースリリースおよび制裁組織が直接発行している多様なニュースやメールアラートを購読し、モニタリングする他、現地各国の情報源や世界中の規制機関のウォッチリストを精査しています。更にARI社は適時且つ正確な制裁や規制実行コンテンツを収集しエラーや情報の重複を避けるよう厳格な品質管理に努めています。

ARI社がSanctionコンテンツにおいて作成する個人および企業情報の詳細は、公式リストが提供する情報の内容にもよりますが、通常は次の項目が含まれます：氏名（ラテン文字以外の現地の文字による氏名を含む。例えば、中国語文字、アラビア文字、キリル文字）、個人の生年月日または生年、住所、違法行為の詳細内容各情報には、それがSanctionコンテンツであることも表示されます。ARI社のSanction情報は通常の個人や組織のみならず、指定船舶・飛行機、犯罪の家族組織や団体も含む。

データ取得において、全ての制裁情報源は毎日チェックされ、情報は速やかに作成され更新されています。既存のSanctionプロファイルが半年間更新されなかった場合、改めて情報を確認しデータの正確性を確認しています。

## 2. Regulatory Enforcement (法規制執行)

ARI社の「Regulatory Enforcement」は、通常は次のような情報源から取得したコンテンツで構成されています。

- 金融規制およびその他の規制当局および懲戒機関（例：英国金融行動監視機構（FCA）、中国証券監督管理委員会（CSRC）、スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）、シンガポールカジノ規制庁等）
- 法執行機関および贈賄（腐敗）防止機関（例：インターポール（国際刑事警察機構）、ユーロポール（欧州刑事警察機構）、香港警察等）

当該情報は、公式な規制執行の対象となる違反者または犯罪者名（個人および/または法人名、および其々の特定詳細情報）のリストとして提示されています。

そのコンテンツは次のものを含まます（但しこれらに制限されない）：罰金、専門資格のはく奪、金融法令その他適用法令の違反(賭博を含む)による免許停止または取り消し。不審企業やその活動に関する投資家への警告、営業停止企業、逃亡者の最重要指名手配リスト、緊急非常事態アラート、ウォッチリスト、起訴および有罪判決リスト等。

ARI社は240の国や地域および40か国語以上を網羅し、法律、メディア、政治、国際関係、言語学、経済、ファイナンス等の分野に精通し、AML/CFT（マネーロンダリング及びテロ資金供与対策）の法的枠組みを含む政治・金融・ビジネス・文化関連等について豊富な知識を有しています。法規制執行コンテンツは、マルチリンガルな地域エキスパートが世界中からの法規制執行リストを対象に最新のリリースを調査して作成され、更新されています。

### 3. PEP : 公的要人(PEP)、PEP 関係者、国有企業 (SOE)

#### (ア) PEP

ARI 社が扱う PEP (重要な公的地位にある者) の一般的な定義は、金融活動作業部会 (FATF) の PEP に関するガイダンスに加え、主に次の情報源における PEP の定義を参照しています : EU の第 5 次マネーロンダリング指令、英国のマネーロンダリング、テロリスト融資および資金移転 (支払人に関する情報) 規則 2017、英国 FCA (金融行為規制機構) の PEP 定義の最終ガイダンス FG 17/6、英国の JMLSG ガイダンス 2017、ウォルフスバーグ・グループの 2017 年 PEP ガイダンス。

一般的に PEP とは、政策運営や政府資源の利用分配について相当の権限をもつ政府高官のことを言い、次のものが含まれます : 国家元首、政府の長、国会議員 / 政府の執行、立法、行政、軍事、司法部門の政府高官 / 主要政党の幹部 / 政府保有の営利企業の上級幹部。当社の PEP コンテンツの範囲は、PEP の親族 (配偶者、親、兄弟姉妹、子、配偶者の親、配偶者の兄弟姉妹を言う) および個人的または事業上の関係者として公に知られている個人に加え、事業会社、信託、個人投資会社、その他類似の法人で PEP または PEP の親族や関係者のために設立されたと公に知られているものも含まれます。

このような定義は、金融機関にとって関連法規制の遵守に対するアプローチの際に有効かつ必要な情報源ですが、ARI 社では、リスクベースのアプローチにおいて、すべての PEP を同等に扱うには、情報の詳細が不足しているのではないかと考えています。このため、ARI 社は情報の収集とデューデリジェンス調査を、一貫して行うためのフレームワークとして独自の PEP 階層化ガイドライン (PEP Tiering Guidelines) を設定しています。

(イ) PEPの階層化と内容

階層	内容
Tier1	国家元首（王室を含む）および政府の首長、内閣の閣僚、国家における州レベルの立法議会や政府のメンバー。司法当局の長および上級裁判官、中央銀行、軍部、法執行機関、監査院の長および高官；政党の上席役員、等。
Tier2	地域、地方、郡の他同等レベルにおける司法および執行機関のメンバー。地方、地域、その他同等レベルの裁判所の裁判官、判事、治安判事、検察官、弁護士；上席外交官。SOE 取締役会の上席役員。国際機関の上級幹部；首都や世界的大都市の知事。主要な宗教団体の長および上席メンバー等。
Tier3	国際 NGO の長および上席メンバー。労働組合の長、役員、上級幹部；軍部や、司法、法執行機関、中央銀行、および他行政機関における上級役職員またはアドバイザー。地域、県レベルにおける上級公務員、中級外交官；地方レベルの市長や立法部門および行政部門のメンバー等
Association	PEP の親族、および PEP に身近な個人的またはビジネス上の関係者であり親族、事業パートナー以外の性的または非性的関係のパートナーとして知られる者、特に PEP と法人の所有権もしくは受益所有権を共有する者、またはその他のつながりのある者。個人的な関係の場合は、その関係の程度全般を判断するにあたり社会的、経済的、文化的な背景も判断材料となる場合がある。

注）各層毎の PEP 内容は包括的なものではなく、例示は説明のためのものです。

(ウ) P E P 関連事業および組織

ARI社のPEP データモデルはPEP関連事業も対象としています。国際金融活動作業部会（FATF）のPEPに関するガイダンスによれば、PEPは口座保有者である場合もあるが、口座保有法人の受益権所有者である場合もあります。FATFは、腐敗したPEPは仲介者や法人その他法的措置等の第三者を通じて口座を開設、事業関係を構築、または取引を実行することにより AML/CFT（マネーロンダリング及びテロ資金供与対策）や腐敗防止措置のセーフガードを回避するリスクがあると指摘しています。

ウォルフバーク・グループのPEPガイドス（2017年5月）によると、PEPが事業会社や組織の受益権所有者であり、またはその必要な支配権を保持している場合、その者は不正な目的のためにその組織を利用することができる場合があります。このため、FATFでは金融機関について、顧客または実質(受益)所有者が海外PEPにあたるか、または海外PEPと関係あるいはつながりがあるかを判断し、さらに当該海外PEP等の資金源を特定するための適切な措置を講じることができるよう、適切なリスク管理システムの導入を義務付けることを推奨しています。同様に、国内PEPや国際機関PEPについても、金融機関に対して当該関係の有無を判断し、リスクの度合いを評価するための適切な措置を講じることが推奨されています。従ってARI社はPEPの確認および分類について公的情報が取得できる範囲で、PEPと法人や法的仕組みについての直接的な関係（取締役、株主等として）または間接的な関係（最終受益者として）も調査しています。

#### (工) 国有企業（SOE）

国有企業については、経済協力開発機構（OECD）の国有企業（SOE）のコーポレートガバナンスに関するガイドラインにおいて「国内法によって企業と認知され、国が所有権を行使する法人とします。このような国有企業（SOE）には株式会社、合同会社、株式合資会社なども含まれます。さらに、特定法律を通じて設立された法人格を持つ法定法人（例：NPO 法人など）についても、その目的と活動、又は活動の一部が概ね経済性を持つ場合は国有企業（SOE）とみなされるべきである」とされている。これは非常に広い定義であり各国や法管轄地域における多様性に対応可能な定義ではあるものの、より曖昧な状況や複雑な所有構造については考慮されていません。関連するアンチ・マネー・ロンダリング（AML）規制への遵守の観点から、SOE の定義付けは、SOE や PEP に所属する行政、経営管理および監督機関の分類に直接関係するものです。同様に、各国における会社司法の伝統（例えば、コモン・ロー各国における会社司法の伝統（英米その他コモンウェルス諸国）、ドイツ民法制における会社司法の伝統、フランス民法制における会社司法の伝統）は、現代の会社所有形態や構造の判断において重要な役割を果たしています。

上述に鑑み、ARI社のアプローチは次の二つの基準に基づいています。

- 公営企業に対する完全所有、過半数持分所有、重要な少数持分所有による国家支配の度合い
- 国家の代表が正式に取締役会の一員となっている場合



上述に基づき、下記基準を満たす企業は国有企業（SOE）と定義することができます。

- 国が企業の過半数支配（50%超）を有している場合。こちらは戦略的に所有される企業であり(但し、必ずしも一つの国による議決権の過半数の所有とは限らない)、国が戦略的な理由により実質支配を維持しており、政府役員が取締役会に参加している場合。
- 国が企業の少数持分を支配している場合（10%～50%未満）で、国の役人が取締役会に参加している場合。これは、国家市政府が純粹に商業目的（例えば利益の最大化）のために投資を行っており、会社の事業運営に影響を及ぼす意図がない状況において有益な線引き基準である。従って少数持分の所有の重要性は、取締役会における国の参加の背景によって判断される場合。

#### 4. Adverse Media

ARI社 のAdverse Media (RRE) コンテンツは、公式および非公式のメディア・ソースにおいて確認されます、主に次の6つのカテゴリに分類される犯罪活動に関与し若しくは関与したと疑われている個人または組織に焦点を当てています： 組織犯罪、サイバー犯罪、テロリズム、現代の奴隷制、金融犯罪・詐欺、収賄・腐敗。

またこの6つのカテゴリに分類できない内容については、その他 (Other Alleged Offence, Regulatory Enforcement Lists, Others)として分類されています。

カテゴリ	内容
Organised Crime	麻薬取引と流通、違法な武器売買、密輸や人身売買、組織犯罪グループやシンジケート
Cyber Crimes	個人情報の盗難、詐欺、ハッキング、クレジットカード詐欺
Terrorism	大量破壊兵器の拡散、テロ資金供与と支援、テロリスト関連犯罪
Modern Slavery	人身売買と搾取、労働力の売買と搾取、政敵人身売買と搾取
Brivery and Corruption	収賄、贈賄、外国公人への贈賄、企業における贈収賄防止の失敗、腐敗行為
Financial Crimes and Fraud	金融および非金融詐欺、マネーロンダリング、脱税行為、横領、通貨偽造、高額な盗難と強盗、インサイダー取引、他金融規制・規則違反
Other Alleged Offences	上記のサブカテゴリの中で、公的機関や外国当局から正式な証拠の提示がないもの
Regulatory Enforcements Lists	何等かの規制対象リストに掲載された
Others	上記のカテゴリに属さない

\* 詳細は付録「海外情報区分一覧」を参照。

## 第5章 当社におけるARI社の情報の取り扱い

当社は、ARI社の調査方針とその厳正、緻密な調査方法を評価しています。また、当社はARI社の情報そのものについて第三者的な立場で客観的かつ公な立場をとるべきと考えています。そのため、当社はARI社の情報を恣意的な加工を施すことなく、ありのまま提供しています。ARI社の提供する情報についての個別の問合せは当社経由ARI社に適宜問合せを行います。

## 第6章 免責事項

当社は、本サービスに関して、以下のとおり、免責されるものとします。

- 当社は本サービスを通じて単に情報を提供する立場であり、当社が利用者の何らかの決定、判断等に関与する権限を有するものではありません。
- 本サービスによって利用者に提供される情報はあくまで当社が独自に情報収集した結果に基づくものでありそれは絶対的な情報を提供するものではなく、将来にわたっても保証するものではありません。また本サービスの情報と実態との同一性を保証するものではありません。
- 当社が利用者に対して提供する海外情報はARI社が取得した情報であり提供する情報の遺漏、相違に関して当社は一切の責任を負いません。

付録1：海外情報区分一覧

付録2：ACURIS CORE CONTENT - EDITORIAL GUIDE\_2020 (ENGLISH)